

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第三十号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「数」の下に「を乗じて得た額」を加える。

別表第一外国人支援センターの項中「室長」を「次長」に改め、同表農林振興事務所

の項中

次長	所長
四種	

を

主幹	次長	所長
六種	四種	

に改め、同

表会計局の項中

会計指導官

を

参事	会計指導官
----	-------

に改める。

附則に次の一項を加える。

（地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定により派遣されている職員に関する特例）

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項の規定により派遣されている職員のうち、人事委員会の定めるものについては、当分の間、第二条の規定にかかわらず、管理職手当を支給する。この場合において、当該職員に支給する管理職手当の額は、四八、四〇〇円（地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定による

り定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額、職員の定年等に関する条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員にあつては三四、五〇〇円に勤務時間条例第三条第三項又は第五項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。